

地方創生の推進に関する特別決議

平成 26 年 11 月 19 日

全国町村長大会

地方創生の推進に関する特別決議

安倍内閣は、「地方創生」を内政の最重要課題に掲げ、政府一丸となって人口減少克服と地域の活性化に向けた対策を講じることとしている。この「地方創生」の取り組みは、少子高齢化や人口流出など極めて厳しい状況にある町村にとって、新たな展望を拓くものとして共感・期待できる政策展開である。

中でも、人口減少や超高齢化という我が国が直面する課題の克服に向けては、国と地方が緊密に連携し、あらゆる政策を総動員して、効果的な施策を強力に実行していく必要がある。このため、国においては、人口減少、少子高齢化に対する国全体のグランドデザインを描き、構造的な問題に抜本的な対策を講じるとともに、町村が覚悟の上で実施する施策について、財政的・制度的な支援を行うことが不可欠である。

もとより、我々町村長は、自らが知恵を絞り、人口動態を含む地域の分析を行い、取り組むべき施策とその具体的な実行策を企画・立案し、議会、住民と一体となってこれを実施していく決意である。

よって、「地方創生」の推進に関し、次の事項について適切かつ積極的な措置を講じられるよう強く求めるものである。

一. 我々町村は、農山漁村の地域資源を掘り起こし、有効に活用することにより雇用の場を増やし、子育て、学校教育、地域活動等で幅広く世代間の連携を強化し、外からのひと・技術等を積極的に活用して、都市との共生と交流をすすめるまちづくりに全力で取り組む。国は、町村が実施するこれらの施策を財政的にも制度的にも支援すること。

一. 特に、町村が自ら設定した具体的な政策目標を達成できるよう、幅広く活用できる包括的な交付金を創設するとともに、地方財政計画において地方施策を拡充する歳出を新たに「地方創生枠」として計上し、地方交付税を充実すること。

一. 町村が「人口ビジョン」や「総合戦略」を策定するに当たっては、全国規模での様々な具体的・客観的データが必要であり、所要の情報をわかりやすい形で提供すること。また、これらの施策効果の検証に当たっては、全国一律の基準ではなく、町村には条件不利地域が多いことも十分考慮した適切な指標を工夫すること。

以上決議する。

平成 26 年 11 月 19 日

全国町村長大会